

# 岡崎高知市長提出資料

# 高知市の保護の概要

平成23年5月30日

岡崎 誠也高知市長提出

# 目 次

1. 生活保護費(平成19年度～平成22年度(23.3月時点)の決算額)	p 3
2. 予算規模(平成21年度決算・22年度当初予算及び12月補正・23年度当初予算)	p 3
3. 保護相談及び受理状況(平成16年度～平成22年度)	p 4
4. 保護開始及び廃止状況(平成16年度～平成22年度)	p 4
5. 保護開始理由(平成17年度～平成22年度)	p 5
6. 保護廃止理由(平成17年度～平成22年度)	p 5
7. 保護率四国4市比較(平成16年度～平成22年度)	p 6
世帯別類型(平成16年度～平成22年度)	p 6
政令指定都市及び中核市の保護率(平成22年12月現在)	p 7
高知県下の保護率(平成23年3月現在)	p 7
全国の動向(平成22年12月)	p 7
8. 生活保護増加の要因	
外部要因	
(1) (高齢化の進行・高知市における高齢者の状況)	p 8
(2) (地方の厳しい雇用情勢・ハローワーク有効求人倍率)	p 9
(3) (母子世帯の増加)	p 10
(4) (医療機関の集中)	p 10
(5) (介護保険制度の導入及び改正による自己負担増)	p 11
(6) (障害者自立支援制度の導入による自己負担増)	p 11
(7) (医療制度改革)	p 11
(8) (年金担保貸付)	p 12
9. 課題	
(1) (本市における保護率の高い理由と対応)	p 13～14
(2) (ケースワーカーの事務負担の軽減対策)	p 14～16
(3) (生活保護制度へのリバースモーゲージの導入)	p 16
(4) (住宅手当緊急特別措置事業)	p 16～p 17
(5) 返還金の債権管理	p 17
(6) 他法他施策の活用	p 17
(7) 貧困の連鎖の防止策	p 17

## 生活保護の概要 (平成23年3月末)

### 1. 生活保護費 (各年度決算)

単位千円 ( ) 書きは, 対前年度比

扶 助 費	19年度	20年度	21年度	23年3月現在
生活扶助費	5,164,461(101.0)	5,342,001(104.4)	5,711,261(106.9)	6,488,473(113.1)
住宅扶助費	2,139,157(104.3)	2,254,739(109.9)	2,407,882(106.8)	2,650,315(110.1)
教育扶助費	62,458(101.7)	64,063(104.3)	93,962(146.7)	108,382(115.3)
介護扶助費	263,333( 98.4)	262,684( 98.2)	269,727(102.7)	313,158(116.1)
医療扶助費	8,965,599( 98.8)	9,442,777(104.1)	9,667,205(102.4)	10,163,083(105.1)
出産扶助費	481(103.9)	806(174.1)	1,200(148.9)	1,740(145.0)
生業扶助費	37,023(104.8)	32,465( 91.9)	61,648(189.9)	49,716( 80.6)
葬祭扶助費	34,133(103.8)	38,564(117.3)	38,206( 99.1)	38,938(101.9)
施設事務費	45,613(118.0)	50,239(130.0)	52,001(103.5)	54,683(105.2)
合 計	16,712,262(100.2)	17,488,338(104.6)	18,303,092(104.7)	19,868,488(108.6)

### 2. 予算規模

(国庫負担金 7.5/10 単位 千円)

	h21年度決算(円)	h22年度予算(当初)	h22年12月補正 ( 770,000 )	h23年度予算
生活扶助費	5,711,260,810	5,977,000	6,546,000	6,990,000
住宅扶助費	2,407,882,026	2,449,000	2,599,000	2,838,000
教育扶助費	93,961,875	70,000	120,000	125,000
介護扶助費	269,727,045	269,000	269,000	300,000
医療扶助費	9,667,204,824	10,185,000	10,185,000	10,554,000
出産扶助費	1,200,255	1,000	1,000	2,000
生業扶助費	61,648,645	50,000	51,000	92,000
葬祭扶助費	38,205,683	44,000	44,000	44,000
施設事務費	52,000,988	55,000	55,000	55,000
合 計	18,303,092,151	19,100,000	19,870,000	21,000,000

- \* 平成21年度より、義務教育家庭に対する教育支援費の開始により22年度も21年度に引続き伸び、前年比15.3%増となった。  
また22年度の保護費は前年比8.6%(約16億5千万円)増と増加を続け23年度はさらなる伸びが予想される。

### 3. 生活保護相談及び受理状況

増え続ける相談件数に対応するため、平成23年4月から生活保護相談員を1名増員の5人体制とし、よりきめ細かな相談が受けられるよう面接機能の充実に努めるとともに、稼働年齢層にある就労可能者に対しては、早い段階での就労意欲を喚起するため就労促進員との連携を深め、職業安定所への事業所紹介など就労促進を図っている。

生活保護相談・受理状況				うち高齢者世帯			
年 度	相 談 件 数	受 理 件 数	受 理 率	相 談	受 理	受 理 率	全受理世帯に対する 高齢者世帯の割合
16年度	3,359	1,024	30.5	909	295	32.5	28.8
17年度	3,399	972	28.6	757	204	26.9	21.0
18年度	3,338	989	29.6	776	239	30.8	24.2
19年度	2,962	1,059	35.8	569	196	34.4	18.5
20年度	3,208	1,204	37.5	699	231	33.0	19.5
21年度	3,983	1,543	38.7	720	255	35.4	16.5
22年度	3,633	1,534	42.2	684	274	40.1	17.1

### 4. 生活保護開始及び廃止状況

- \* 開始件数は、就労促進事業等の効果もあり、平成16年度から減少に転じていたが、平成19年度から再び増加傾向に転じた。

年度	開始世帯	廃止世帯	世帯数増減
16年度	864	695	169
17年度	832	730	102
18年度	826	583	243
19年度	936	620	316
20年度	968	754	214
21年度	1,339	774	565
22年度	1,383	777	606

(月例統計の数値・・・集計数値は電算入力締切り日現在で計上している。)

## 5. 保護開始理由

\* 雇用情勢の悪化に伴い、稼働収入減を理由とするものが増加し続けていた（平成17年度は14.5%に対し、21年度では23.1%を占めた。背景に20年度後半にアメリカから発生した世界的不況が窺われた）が、22年度は「稼働外減」と「その他」の割合が高くなった。

\* 平成19年度は、平成20年1月1日春野町との合併による生保転入が加わった。

年度	傷病	稼働収入減	稼働外減	仕送り減	離別	その他	転入	合計
17	355 (42.7)	121 (14.5)	80 (9.6)	51 (6.1)	30 (3.6)	158 (19.0)	37 (4.5)	832 (100)
18	337 (40.8)	134 (16.2)	56 (6.8)	45 (5.4)	34 (4.1)	189 (22.9)	31 (3.8)	826 (100)
19	310 (33.1)	133 (14.2)	39 (4.2)	28 (3.0)	31 (3.3)	227 (24.2)	168 (17.9)	936 (100)
20	313 (32.3)	205 (21.1)	43 (4.5)	45 (4.7)	25 (2.6)	292 (30.2)	45 (4.6)	968 (100)
21	346 (25.8)	309 (23.1)	81 (6.0)	72 (5.4)	49 (3.7)	429 (32.0)	53 (4.0)	1,339 (100)
22	318 (23.0)	238 (17.2)	117 (8.4)	54 (3.9)	26 (1.9)	579 (41.9)	51 (3.7)	1,383 (100)

①稼働外減とは「傷病手当、児童扶養手当、年金等の他法関係」等

②その他とは「手持ち金、預金、保険金、年金担保」等(約半数が年金担保入れを理由とする)

## 6. 保護廃止理由

\* 雇用情勢の悪化により「稼働収入増」を理由とするものが、平成18年度より減少していたが、平成20年度からの就労支援対策の取り組み効果が現れ、20年度以降は増加している。

\* 22年度は「その他」を理由とする廃止(施設入所、年金担保明け、居所不明、逮捕拘留、扶養義務者引取り、就労不正収入等)が増加した。

年度	傷病治癒	稼働収入増	稼働外増	仕送り増	主の死亡	その他	転出	合計
17	5 (0.7)	88 (12.1)	73 (10.0)	12 (1.6)	261 (35.8)	258 (35.3)	3 (4.5)	730 (100)
18	5 (0.9)	47 (8.1)	70 (12.0)	12 (2.0)	228 (39.1)	189 (32.4)	32 (5.5)	583 (100)
19	7 (1.1)	68 (11.0)	58 (9.4)	6 (1.0)	240 (38.7)	210 (33.9)	31 (5.0)	620 (100)
20	4 (0.5)	65 (8.6)	69 (9.1)	9 (1.2)	290 (38.5)	266 (35.3)	51 (6.8)	754 (100)
21	4 (0.5)	80 (10.3)	81 (10.5)	1 (0.1)	286 (37.0)	281 (36.3)	41 (5.3)	774 (100)
22	1 (0.1)	86 (11.1)	44 (5.7)	3 (0.4)	275 (35.4)	340 (43.7)	28 (3.6)	777 (100)

① 稼働外増とは「年金・手当等、補償金、資産活用」等

② その他とは「施設入所、年金担保明け、居所不明、逮捕拘留、扶養義務者引取り、就労不正収入」等

## 7. 生活保護率

### ① 保護率四国4市比較

(年度末数値) ※国は22年12月

年度	保護世帯	保護人員	保護率‰	他市等の保護率‰				
				高知市	松山市	徳島市	高松市	高知県
16	6,788	9,451	28.2	16.3	17.1	15.0	19.9	11.4
17	6,907	9,581	28.5	16.8	17.9	12.9	20.6	11.7
18	7,131	9,825	29.5	17.2	18.6	13.2	21.2	12.0
19	7,450	10,203	29.6	17.5	19.0	13.1	21.7	12.1
20	7,704	10,502	30.6	18.6	20.9	14.3	22.7	13.0
21	8,258	11,391	33.3	20.6	22.3	15.6	24.6	14.7
22	8,863	12,276	36.0	22.6	23.1	16.1	26.3	15.6

### ② 世帯別類型

(年度末数値)

年度	高齢者		(再掲単身)		母子		傷病		障害		その他	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%
16	3,286	(48.4)	2,962		590	(8.7)	1,978	(29.1)	783	(11.6)	151	(2.2)
17	3,129	(45.3)	2,830		588	(8.5)	2,148	(31.1)	841	(12.2)	201	(2.9)
18	3,239	(45.4)	2,932		605	(8.5)	2,118	(29.7)	928	(13.0)	241	(3.4)
19	3,471	(46.6)	3,148		581	(7.8)	1,803	(24.2)	985	(13.2)	610	(8.2)
20	3,549	(46.1)	3,238		575	(7.5)	1,647	(21.4)	1,034	(13.4)	899	(11.6)
21	3,653	(44.2)	3,340		632	(7.7)	1,656	(20.0)	1,065	(12.9)	1,252	(15.2)
22	3,823	(43.1)	3,505		678	(7.6)	1,649	(18.6)	1,135	(12.8)	1,578	(17.8)

- \* H20.1春野町合併による高知市人口・被保護世帯・被保護人員増あり
- \* H19年度から保護率計算の分母(人口)設定変更あり(高知県のみ)
- \* H18年度まで推計人口→H19年度から前年10月1日の住民基本台帳人口  
(H18年度の推計人口で19年9月を算出した場合の保護率は、29.63‰)

世帯別類型から読み取れる特徴は、その他の世帯(傷病もない稼働年齢層の失業等の層)の比率が上昇している点である。

<政令指定都市及び中核市の保護率>

平成22年12月分（厚生労働省数値）（単位 %）

<高知県下の保護率> 平成23年3月現在

政令指定都市		中 核 市					
札幌市	34.5	旭川市	37.5	岐阜市	14.2	下関市	16.0
仙台市	15.7	函館市	44.0	豊橋市	6.6	高松市	15.9
さいたま市	13.7	青森市	27.3	豊田市	5.9	松山市	22.2
千葉市	17.2	盛岡市	16.6	岡崎市	5.4	高知市	35.7
横浜市	17.6	秋田市	15.9	大津市	11.6	久留米市	17.5
川崎市	21.5	郡山市	9.5	高槻市	14.5	長崎市	28.2
静岡市	10.5	いわき市	13.5	東大阪市	39.3	熊本市	20.4
名古屋市	19.1	宇都宮市	15.0	姫路市	13.9	大分市	17.3
京都市	30.7	前橋市	10.2	西宮市	14.8	宮崎市	20.3
大阪市	55.7	川越市	11.8	尼崎市	36.1	鹿児島市	24.1
堺市	28.7	船橋市	15.3	奈良市	20.6		
神戸市	30.1	柏市	8.6	和歌山市	21.6		
広島市	21.7	横須賀市	11.6	倉敷市	14.3		
北九州市	22.9	富山市	4.0	福山市	16.6		
福岡市	26.6	金沢市	7.9				
新潟市	12.7	長野市	6.8				
浜松市	8.6						
岡山市	17.2						
相模原市	15.0						

県		市部	
福祉保健所	保護率	福祉事務所	保護率
安 芸	29.3	高知市	36.0
中央東	18.6	室戸市	53.6
中央西	14.1	安芸市	14.9
須 崎	12.0	南国市	21.9
幡 多	14.7	土佐市	15.4
		須崎市	30.5
郡部合計	16.0	四万十市	18.5
		宿毛市	11.7
県下	26.3 %	土佐清水市	12.2
		香南市	17.7
		香美市	13.8
		市部合計	28.9

<全国の動向>

	h22. 12月末時点	h21. 12月末時点	
被保護人員	1,989,577 人	1,811,335 人	(前年比109.8%)
被保護世帯	1,435,155 世帯	1,307,445 世帯	(前年比109.8%)
保護率	15.6%	14.2%	
保護開始世帯数	24,554 世帯	28,842 世帯	(前年比85.1%)
保護廃止世帯数	15,252 世帯	14,656 世帯	(前年比104.1%)
申請件数	22,817 件	27,366 件	(前年比83.4%)

※被保護世帯・人員ともに前年より10%近く増加している。



## 8. 生活保護増加の要因

### <外部要因>

#### (1) 高齢化の進行

- 本市では高齢化の進行等により、「国民老齢年金のみでは生活ができない。」ことを理由に生活保護の申請をする高齢者が増加している。
- 市域的には、一部の地域を除き市の中心部（上街～潮江）で高齢化が進行，それにともなって保護率も微増している。

#### {高知市における高齢者の状況}

(高齢者は各年度の4月1日現在, 生保高齢者は各年度末現在)

年 度	65歳以上世帯数 (世帯比率)	65歳以上人口 (人口比率)	うち単身高齢者 (割合)	生保高齢者世帯 (生保世帯比率)	うち生保単身高齢 (生保世帯比率)
17	49,240 (33.7)	65,543 (19.9)	20,833 (31.8)	3,129 (45.3)	2,830 (42.0)
18	----	67,006 (20.5)	21,715 (32.4)	3,239 (45.4)	2,932 (41.1)
19	----	75,028 (22.0)	---	3,471 (46.6)	3,148 (42.3)
20		76,825 (22.6)		3,549 (46.1)	3,238 (42.0)
21		78,604 (23.1)		3,653 (44.2)	3,340 (40.4)
22		79,069 (23.3)		3,823 (43.0)	3,505 (39.5)

#### {国・高知県・高知市の高齢者の状況}

区分	総人口	65歳以上人口	高齢化率	備 考
国	127,757千人	25,600千人	17.3	(国調)12年10月 1日
			20.1	(国調)17年10月 1日
			20.8	H18年 4月 1日
高知県	793,909 人	205,736 人	25.8	17年 4月 1日
			26.6	18年 4月 1日
高知市	333,484 人	60,130 人	18.2	(国調)12年10月 1日
			20.5	(国調)17年10月 1日
			21.2	19年 4月 1日
			22.0	20年 4月 1日
			22.5	21年 4月 1日
			23.1	(住基)22年 4月 1日
			23.3	(住基)23年 4月 1日

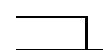
高齢者世帯の年齢変更

平成16年度まで  
男 65歳以上  
女 60歳以上

平成17年度から  
男女65歳以上

#### <70歳以上単身高齢者の1か月分生活保護費と国民年金との比較>

- ・ 生活保護費 生活費68,950円＋住宅費32,000円＝100,950円
- ・ 国民年金（老齢）40年満額 788,900円×1/12 ＝ 65,741円



差額35,209円

(2) 地方の厳しい雇用情勢

都市部においては景気が回復しているが、本市における雇用は依然として厳しい状況にある。

○ 就労促進事業の実績及びハローワーク高知管内の就職率

年度	面接者	再掲 延人員	職安へ 紹介者	就職者	就職率%	廃止	高知(山田を除く) 就職率%(一般・パート含む)	
	A	B	C	D	D÷A			
16		260	222	35	13.5	4	16	25.19
17		510	429	80	15.7	11	17	26.51
18			---	32	11.3	0	18	25.40
19	248	581	97	78	31.5	12	19	26.65
20	296	548	156	81	27.4	15	20	33.08
21	444	609	222	69	15.5	5	21	26.73
22	433	559	496	52	12.0	13	22	32.04

(h18年度までは同じ人が複数回来た場合カウントしたもので就職率を出していた(D÷B)が、h19年度から面接者数(D÷A)で就職率を出すようにした)

○ ハローワーク高知管内の有効求人倍率

h17.1	h17.4	H17.7	h17.10	h18.1	h18.4	h18.7	h18.10
0.57	0.49	0.52	0.58	0.65	0.54	0.51	0.5
h19.1	h19.4	H19.7	h19.10	h20.1	h20.4	h20.7	h20.10
0.58	0.53	0.56	0.6	0.62	0.5	0.52	0.51
h21.1	h21.4	h21.7	h21.10	h22.1	h22.4	H22.12	H23.4
0.52	0.39	0.41	0.46	0.51	0.46	0.68	0.71

### (3) 母子世帯の増加

母子世帯は、年々増加し、出現率も全国平均の1.2～1.4倍になっている。この状況で母子の被保護世帯は、ほぼ横ばいの状態である。

母子世帯及び出現率(県児童家庭課資料 h23. 4. 1推計)

区 分	年月日	世帯数	母子世帯数	出現率
高知県	17. 4. 1	347,307	11,562	3.33
	18. 4. 1	346,862	11,557	3.33
	19. 4. 1	346,301	11,782	3.40
	20. 4. 1	347,299	11,770	3.39
	21. 4. 1	348,209	11,852	3.40
	22. 4. 1	349,631	12,238	3.50
	23. 4. 1	344,201	12,900	3.70
高知市	17. 4. 1	147,779	6,566	4.44
	18. 4. 1	148,525	6,587	4.43
	19. 4. 1	149,332	6,585	4.41
	20. 4. 1	156,556	6,759	4.32
	21. 4. 1	157,344	6,851	4.35
	22. 4. 1	158,462	6,877	4.34
	23. 4. 1	153,458	7,014	4.60

母子の被保護世帯(年度末)

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全被保護世帯	6,788	6,907	7,131	7,450	7,704	8,258	8,863
内母子世帯	590	588	605	581	575	632	678
割 合	8.7	8.5	8.5	7.8	7.5	7.7	7.6

### (4) 医療機関の集中

- ① 本県内に占める高知市保健所管内の医療機関の割合は、平成23年4月現在、50.4%と半数に達している。このため、高齢者や重篤患者が周辺地域から転入し、保護申請に至るケースが増えている。

平成23年4月30日現在の県内医療機関数

区 分	病 院	診療所	歯科診療所	合 計 (割合%)
安芸福祉保健所	8	44	25	77 (7.0)
中央東 "	20	87	45	152 (13.7)
<b>高知市</b>	<b>67</b>	<b>296</b>	<b>195</b>	<b>558 (50.4)</b>
中央西 "	15	55	29	99 (8.9)
須崎 "	8	46	24	78 (7.0)
幡多 "	20	73	51	144 (13.0)
合 計	138	601	369	1,108 (100.0)

(5) 介護保険制度の導入及び改正による自己負担増

- ① 介護保険制度の導入により新たな自己負担が生じた。
- ② 介護保険法の改正により、H17年10月1日から施設入所に係る食費と居住費が保険の対象外になった。(ショートステイ及びデイサービス含む。)
- ③ H18年7月から予防のための新たなサービス導入により、要介護1以下の者について福祉用具貸与の品目に制限ができた。

\* これらの負担を軽減するため、境界層対象者証明を行っている。

(特養ホーム・老人保健・介護療養サービス費)

サービス費	居住費	食費 300×日数
15,000	0	9,000

第1期	第2期	第3期	第4期
平成12～14 (14保険料額)	平成15～17 (17保険料額)	平成18～20年度 (20保険料額)	平成21～23年度 (21～23 保険料額)
37,290円	52,350円	55,570円	54,920円

(6) 障害者自立支援制度の導入による自己負担増

- ① 別々の法律に基づいていた身体・知的・精神障害者へのサービスを一元化し、障害者に原則1割の負担を求められた。
- ② 生活保護受給者については、サービス利用料は0円となるが、新たに食費及び光熱水費の実費負担が生じ、58,000円の基準額から36,000円を上限として、生活保護の対象とならなくなるまで補足給付する。
- ③ 更生医療・育成医療・精神通院医療費について、生活被保護世帯の負担は0円。

\* これらの負担を軽減するため、境界層該当証明を行っている。

(7) 医療制度改革

- ① 平成18年7月～
  - \* 慢性病などを抱えた高齢患者が長期入院する療養病床の診療報酬が改正され、入院の必要度の低い患者は安くなり、必要度の高い患者ほど高くなった。
  - \* これによって必要度の高い患者は自己負担も高くなったが、低い患者は在宅又は老人保健施設等で対応することになる。
- ② 平成18年10月～
  - \* 療養病床に入院する70歳以上の高齢者については、低所得者に配慮しつつ、食費及び、居住費が自己負担となる。
  - \* 70歳以上の現役並み所得者は2割から3割へ
- ③ 平成19年3月診療分から人工透析にかかる診療費が更生医療費支払となる。
- ④ 平成20年4月～
  - \* 後期高齢者医療制度開始  
75歳以上の高齢者に対する医療費が独立した医療保険からの支出となり、被用者保険の被扶養者であった者も医療費負担が10割となる。
  - \* 70～74歳の一般所得者は1割から2割へ
- ⑤ 平成30年3月～ 介護療養型医療施設の廃止予定

(8) 年金担保貸付

平成18年3月31日付厚労省社会・援護局保護課長通知

「過去に年金担保貸付を利用し保護受給したものが再度借り入れ後に保護申請を行った場合、原則、資産活用の要件を満たしていないことを理由に申請を却下して差し支えない」があった。

	相談件数	受理件数
h19年度	83	31
h20年度	102	28
h21年度	102	35

平成22年4月1日現在、年金担保入中で生保受給件数は82件。

## 9. 課題

### (1) 本市における保護率の高い理由と対応

#### ① 保護率が高い理由

(厳しい雇用情勢)

- ハローワーク高知管内の有効求人倍率は、平成21年4月に0.4倍を割り込み、それ以降0.4倍～0.5倍前後を推移して22年9月からは0.6倍を超えるに至り、全国の平均倍率を若干上回っている。しかしながら、パートを除いた本県の就職率は23年3月現在で25.5%と、依然として厳しい状況にある。

(高齢者世帯の増加)

- 65歳以上の高齢者人口の割合は、23年4月23.3%と増加している。高齢者の被保護世帯も、これに比例して、年金だけでは生活できないことを理由に増加している。また全国的に単身高齢者の割合が高いほど保護率も高く、本市も同様の傾向にある。

(母子世帯が全国平均の約1.2～1.4倍)

- 母子世帯の出現率は全国平均の約1.2～1.4倍であり、それに伴い「収入が不安定で少ない」ことを理由に母子の被保護世帯も増加し、高い水準にある。

(医療機関の集中)

- 高知県下における本市の医療機関の割合は、平成23年4月30日現在で50.4%になっており、その対人口病床数も全国上位にランクされている。このため高齢者や重篤な病状の患者が周辺地域から転入してくる。

(本市は県下で唯一の2級地)

- 県下で2級地は、本市のみで、他の市町村は3級地となっている。このため保護費が高く、利便性の良い本市へ周辺地域から転入してくる。

60歳単身者の場合	3級地2	27,980円＋33,660円＋26,000円	=	87,640円
	2級地1	32,850円＋39,520円＋32,000円	=	104,370円
			差額	= 16,730円

#### ② その他世帯の生活保護受給率増加

- 生活保護受給世帯のうち、就労の可能な稼働年齢層の世帯員を含む「その他世帯」の増加は全国的な傾向であるが、本市においても保護開始時世帯類型について、従来多かった高齢世帯・傷病世帯との順位が逆転しており、被保護世帯における「その他世帯」の割合が増加している。本来就労自立が可能であるはずの世帯の増加が、保護世帯・人員・保護率急増の大きな要因になっている。

#### ③ 生活保護の適正化に向けて、本市が特に取り組んできた具体的な施策

##### ○ 面接相談業務の充実

- \* きめ細かな相談が受けられるよう、平成16年度に専従の面接相談員を2名から3名体制とし、また、22年5月からは4名体制に、さらに23年度は5名体制にして面接機能充実を図っている。

##### ○ 就労自立可能な要・被保護者への指導

- \* 平成15年度に就労促進員を配置、19年度には1名増員して2名体制とした。職業安定所との連携を強化し、稼働年齢層にある就労自立が可能な要・被保護者の就労促進のために安定所の受付窓口を固定化し、極め細かい就労相談に努めている。23年度からは、さらに促進員を9名増員して11名体制とし、職業安定所への同行や個々の受給者に合わせた就労指導等を行い、就労自立への支援を図る。

なお、被保護者の中で自立意欲のある者については、「メニュー選定ケース」として6ヶ月以内に就職につながるようケースワーカー・就労促進員・職業安定所担当・本人の四者が共同して集中して支援し効果を上げている。

- レセプトの点検及び医療機関に対する個別指導の充実
  - \* 患者の病状や診療内容、診療報酬請求の内容を、これまで以上に把握するため平成16年度から医療係でレセプトの集中的管理を行い、現在は時系列による点検の充実に努めている。（22年度にモデル自治体として電子レセプト管理システムを先行導入）
  - \* 医療機関への個別指導を行うとともに（20年度8医療機関、21年度5医療機関、22年度3医療機関）、レセプトやカルテ、看護記録等をきめ細かく精査し、医療扶助費の適正化に努めている。
- 長期入院患者の退院支援
  - \* 平成17年度から医療相談員を配置し、長期入院患者の退院支援を行っている。
- 介護サービス支援員の導入
  - \* ケアプランの内容点検・障害者施策優先への振り分け・H501の全件見直し等のため、平成19年11月から介護サービス内容点検の業務委託を開始した。  
また、介護保険課窓口の住宅改修費・福祉用具購入費を生活福祉課が一旦立替払いした9割の返還金の使い込みを無くするため、平成20年9月11日から、本人からの委任状により、介護保険課から生活福祉課が直接返還金を受け取ることにした。
- ジェネリック薬品の推奨
  - \* 医療費適正化のため、保護受給世帯にジェネリック薬品使用の協力を依頼している。
- 代理納付の推進
  - 市住家賃・介護保険料に引き続き、平成20年10月1日から県住家賃の代理納付も開始した。

## (2) ケースワーカーの事務負担の軽減対策

- ※ ケースワーカー1人当たりの持ち件数（23年3月現在 8,863世帯）  
（非常勤ケースワーカー11人の持ち件数 80件×11人を除いて算定）  
国の標準件数 80件  
本市の状況 114件（超過 34件、必要なケースワーカー数100人）  
（現ケースワーカー数 70人、不足数 30人）

（全体の流れ）

- ※ 平成15年度に就労促進員を、平成16年4月及び22年5月に生活保護相談員を、平成17年度に医療相談員を、平成19年11月に介護相談員を配置し、ケースワーカーとの連携を図る中で、就労支援や退院支援、介護サービスの内容点検等を行い、ケースワーカーの事務負担の軽減に努めている。  
また、平成20年4月の機構改革で保護係を8係から10係に増やし、係長による査察指導の強化を図ることとした。（課内定数は同じ）平成22年4月には保護係を11係に増やし、係長とケースワーカー6名を増員した。  
更に、平成20年9月に生活保護事務支援員4名を、平成21年9月には2名を非常勤嘱託職員として雇用し、22年9月にも5名を雇用して各係に支援員を導入した。  
平成23年度からは生活福祉課を福祉管理課・第一福祉課・第二福祉課の三課に改編し、保護係を従前の11係から2係増やして13係とするとともに、福祉管

理課に企画担当を配置し、新たな支援策の企画調整や自立支援プログラムの導入等を図り、被保護世帯の経済的自立への支援を強化に努めている。

非常勤の事務支援員についても、2名雇用して各係に配置予定。

#### (就労支援)

- ※ ケースワーカーは、支援対象者と職業安定所へ同行するなどにより、就労指導していたが、雇用等に関する専門的な知識が十分でなく、指導に限界があったことから、平成15年度に就労に関する専門的な知識をもっている職安OBを就労促進員として配置した。

このことによって、ケースワーカーは、就労促進員から自立に向けての専門的な指導を直接受けることが可能となり、ケースワーカーの事務負担の軽減につながっている。

平成19年度から1名増員し2名体制としたが、23年度の機構改革に伴い更に9名増員し11名体制とし、ケースワーカーと連携したより密接な就労支援を図る。

#### (退院支援)

- ※ ケースワーカーは、病院や施設から情報を収集し、相互の連携の中で、退院支援を図っていたが、医療の分野は専門的な知識を必要とし、退院支援にも限界があったことから、平成17年度に医療に関する専門的な知識をもっている医療相談員OBを退院促進員として配置した。

このことによって、退院先の受け皿の確保や長期入院患者に対する退院支援をスムーズに行うことができるようになり、ケースワーカーの事務負担軽減に繋がった。

#### (介護支援)

- ※ 平成19年11月からケアマネージャー資格を持った支援員により、ケースワーカーから介護サービスについての問い合わせや、介護サービス給付申請手続きにより提出されたケアプランの内容点検・障害者施策優先への振り分け・H501の全件見直し等を開始した。

また、20年度から介護保険による住宅改修費や福祉用具購入費の総括管理を行うことで、生活福祉課による立替払いの返還金の費消防止をはかっている。

#### (生活保護事務支援)

ケースワーカーの持ち件数が標準件数を大幅にオーバーしている一方で行財政改革による人員削減計画により、ケースワーカーの職員増員が非常に厳しいため、先進地に倣い「生活保護事務支援員」を導入。平成20年9月1日から4名(非常勤嘱託職員)を雇用した。

配置した係内の高齢安定ケース(80ケース×4人=320ケース)を担当することにより事務軽減を図った。

21年度に2名、22年度に5名を雇用して全係に支援員を配置。23年度は2係増設し課の改編を行い(3課体制)、それに対応するため2名の雇用予定。

#### (処遇困難ケースに対する生活保護相談員のケースワーカーとの同行訪問)

- ※ 処遇困難ケースについては、生活保護相談員がケースワーカーと同行訪問して、助言・指導などを行うことで、ケースワーカーの精神的な負担軽減に努めている。



(暴力団員を生活保護から排除する取り組み)

- ※ 平成18年11月、高知県警察との間に暴力団排除に関する確認書を交わして情報交換を行い、組員と確認の取れたものについては、「生活保護は適用しない」取り扱いを行っている。(平成18年度、3件廃止、1件申請却下)  
(平成19年度、1件廃止、1件申請却下)

(事務改善)

- ※ これまでの自庁システムを、平成21年10月から国のモデル事業を受けパッケージ型システム「新生活保護システム」に変更・導入した。  
また22年度には「電子レセプト管理システム」を導入した。  
今後も、電算システムの充実、事務の改善について、課内の企画・事務改善委員会の意見や、他都市の事例を参考にしながら、被保護者の自立助長及び職員の事務負担の軽減に努める。

### (3) 生活保護制度へのリバースモーゲージの導入

- ① 現行の生活保護制度における資産の保有限度  
当該福祉事務所における最上級地の標準3人世帯の生活扶助費に住宅扶助特別基準を加えた値に10年を乗じたもの。 2級地-1 約2,000万円
- ② リバースモーゲージの導入(平成19年度開始)
  - \* 制度の概要  
評価額が500万円以上の居住用不動産に住んでいる65歳以上の生活保護受給者は、生活保護を廃止し、代わりに自宅を担保として生活費の貸付を受けるもの。
  - \* 融資限度額  
担保に見合う金額を高知県社会福祉協議会が融資。1か月の融資額は支給予定保護費の1.5倍、担保額を超えた時点で、生活保護に切り替える。
  - \* 自宅には亡くなるまで住むことができる。
  - \* 平成19年5月現在の高知市の対象は、31世帯。
  - \* 平成23年3月末迄に貸付決定した世帯は4世帯。
- ③ 課題
  - \* 対象者が認知症や精神障害が有る場合等、手続きに時間と手間を要するケースが多く、制度活用に至りにくい。

### (4) 住宅手当緊急特別措置事業

サブプライムローンに端を発する世界不況により、平成20年11月頃から離職者が急増。国は、これらの離職者に対するさまざまな支援策を講じてきたが、平成21年10月から緊急特別措置事業として「住宅手当」事業を立ち上げ、本市においても同月から実施している。  
21年度から3年間の暫定事業として実施する経済危機対策の一つであり、24年12月完了の予定。

#### ※ 事業概要

離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者、又は喪失するおそれのある者に住宅手当を支給(振込先は家主又は不動産仲介業者)。

(要件) 19年10月以降の離職者で、常用就職等の意欲があり、求職活動を行う者  
(収入・預貯金が一定額以下)

(支給) 上限額は生活保護の住宅扶助の額(単身世帯・32,000円以内、複数世帯42,000円)  
支給期間は原則6カ月(3カ月の支給延長可能)

※ 平成 21 年度実績	21 年 10 月～22 年 3 月	支給決定者 87 人(14.5 人/月)
※ 平成 22 年度実績	22 年 4 月～23 年 3 月	支給決定者 181 人(15.1 人/月) 延長決定者 36 人 (3 人/月)
※ 平成 22 年度事業費	60,834 千円	国 10/10
(主な経費) 扶助費	53,280 千円	緊急雇用創出事業臨時特別交付金

#### (5) 返還金の債権管理

##### (63条返還金や78条徴収金の不納欠損についての適正な債権管理)

※ 国は平成22年10月6日付で「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」を通知。

これを受け23年度中に「高知市版債権管理運用マニュアル」の策定に着手するとともに、返還金の債権管理(督促・催告・徴収等)を行う「徴収管理員(仮)」を配置する予定。

#### (6) 他法他施策の活用

※ 年金加入状況調査や年金裁定処理の代行、資産調査(評価額・抵当権設定等)、リバースモーゲージ申請に係る調整・書類作成・年金資産台帳整備等を行う「生活保護調査員」及び事務補助員を23年度9月補正後配置する予定。

#### (7) 貧困の連鎖の防止策

※ 自立支援プログラム(社会的な居場所づくり支援事業)を活用した「高知チャレンジ塾(仮)」における不登校児等の居場所づくりと学習支援

生活被保護世帯の中学1年～3年の生徒の学習の場を設け、学習支援を継続的に行い高等学校進学や将来への希望をもって進路選択し就労できるようにすることを目的とする。

教育委員会との連携により市内5地域でモデル的に実施予定。

23年度9月補正後、福祉課において「家庭支援員」、教育委員会において「学習支援員」を確保し福祉と教育の分野からバックアップする。